

事例 飲酒運転

事例

B教諭は、近所の行きつけの飲食店に車で出かけ、ビール1本と日本酒を2合ほど飲んだ。飲食（酒）後、車を運転して帰路につく途中、赤信号で停止していた乗用車に追突し、さらにその前に停止していた乗用車と玉突き事故となり、乗用車の運転者2人にけがを負わせた。

酒を飲んで運転していたことが明白であったため、道路交通法違反（酒気帯び運転）及び自動車運転過失傷害の現行犯で逮捕された。

なお、B教諭は、2年前に酒気帯び運転により道教委から停職処分を受けていた。

- ① 事例について、B教諭の行動にどのような問題点があったでしょうか。

- ・
- ・
- ・

- ② どのような状況で飲酒運転は発生するか、発生する状況をあげてみましょう。

- ・
- ・
- ・

- ③ 飲酒運転防止のために教職員として日ごろからどのようなことをなすべきか、あるいはできるか、まとめてみましょう。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

事例研修の視点

① 事例について、B教諭の行動にどのような問題点があったでしょうか。

- ・ 以前にも事故を起こしているながら、同様な行為を続けていたこと。
- ・ 飲酒運転に罪悪感がないこと。

② どのような状況で飲酒運転は発生するか、発生する状況をあげてみましょう。

- ・ 少くらの飲酒なら構わないという甘い認識がある場合。
- ・ 「少し酔いを覚ませば」という安易な判断や、アルコールが抜けていないのに、自分はもう酔っていない、大丈夫という根拠のない判断をしている場合。

③ 飲酒運転防止のために教職員として日ごろからどのようなことをなすべきか、あるいはできるか、まとめてみましょう。

- ・ 飲酒をする場所や飲酒することが決まっている場合は、自動車やバイクで行かない。
- ・ 酒宴の席に参加する者同士が、互いに点検し合い抑止し合う。
- ・ 飲酒量の多少にかかわらず、たとえ微量であっても、飲んだら乗るな、乗るなら飲むなの心構えを持つ。
- ・ 自動車を運転する者に酒を勧めること、飲酒運転と知って同乗することも自ら飲酒運転を行うことと同様に許されないことを認識する。
- ・ アルコールは12時間以上経過していても抜けきらない場合があることを認識する。
- ・ 飲酒運転やそれに伴う事故は、極めて重い処分と責任を伴うことを理解する。